

3. 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋（中古住宅を取得した）の場合	
①	登記事項証明書
②	ア 売買契約書 イ 売渡証書 ウ 登記原因証明情報 ※ア、イ、ウのいずれか ※競落の場合は、代金納付期限通知書
③	住民票の写し（※1）
④	<b>【昭和56年以前の建築家屋について証明を受けようとする場合】</b> ア 耐震基準適合証明書 ※租税特別措置法施行令第42条第1項に定める基準に適合することを証明する旨の記載が必要です。 イ 住宅性能評価書 ※当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。 ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険が締結されていることを証する書類（保険付保証書） ※取得の日2年以内に締結されたものに限ります。 ※ア、イ、ウのいずれか
⑤	<b>【耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物の場合】</b> ※登記事項証明書、登記完了証等でこれらの建築物に該当することが明らかなき場合は不要 ア 確認済証と検査済証 イ 設計図書 ウ 建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く）の証明書 ※ア、イ、ウのいずれか
⑥	<b>【低層集合住宅に該当する区分建物の場合】</b> ・国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書
⑦	<b>【抵当権設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合】</b> ア 金銭消費貸借契約書 イ 債務の保証契約書 ウ 登記原因証明情報 （抵当権の設定に係る債権が当該住宅の新築等のためのものであることを確認できる書類） ※ア、イ、ウのいずれか
⑧	<b>【特定の増改築等がされた住宅用家屋について証明を受けようとする場合】</b> ・増改築等工事証明書 ※特定の増改築等がされた住宅用家屋について証明を受けようとする場合には、売買価格の記載があるものがが必要です。 ※給排水管の修繕を実施した場合、増改築工事証明書に加えて、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（保険付保証書）が必要です。

（※1） 該当家屋に住所の異動に関する手続きを済ませていない場合は、次の①～③のすべての書類が必要です。

①現在の住民票

②入居（予定）年月日当を記載した該当申請者の申立書（原本）※申立日から入居予定年月日までの期間は、通常、住居の移転に要する1～2週間程度です。

③現在住んでいる家屋の処分方法を確認する書類（賃貸契約書、売買契約書等）